

出 展 規 約

1. 出展基準

出展は、来場者にとって興味のある製品を展示する会社に限らせていただきます。主催者は、出展者あるいはその展示品の適正を判断し、申込内容の一部あるいは全てを拒否する権限を有するものとします。この権限は展示会の主旨に不相当と考えられる展示物・展示物の一部・看板・印刷物・記念品・カタログあるいはその他の資料すべてにおよび、それらを禁止、訂正、撤去あるいは排除する権利を持ちます。

2. 小間内説明員

小間内の説明員は、出展企業の18歳以上の正規社員が担当して下さい。説明員は社員たる身分を証明できる証明書等を常時身につけ、開会時間中必ず常駐して下さい。小間内説明員以外の社員が展示会に参加する場合は一般参加者として登録して下さい。

3. 展示時間外の入場

展示会開催期間中、小間説明員は開会時間の1時間以上前は会場内へ入場することが出来ません。また、最終日閉会後の搬出時間を除き、閉会後会場内にとどまることも禁止されています。特別な事情等で、決められた時間外に入場を希望する場合は前日までに主催者に届け出て下さい。

4. 小間の説明

小間の装飾・展示方法は、IAEM(International Association for Exhibition Management)及びタワーホール船堀が定める規定、東京都の消防条例および主催者の提供する出展マニュアルに規定された内容に従って下さい。ディスプレイ柵・展示物・小間内ストックルーム・照明・電気配線・その他の配管・看板等全ての展示装飾物は、独立小間の場合で通路から1m以内は高さ2mまでとします。又、隣接する別の出展者の展示を妨げることの無いものとします。設営・撤去は、出展マニュアルに記載されている時間内に行ってください。

5. 小間の装飾

独立小間の場合、壁の表面は表面仕上げをして下さい。展示に係る机等の什器手配及び装飾の処理に係る一切の費用は出展者の負担とします。ストロボまたはネオンサインによる強い光を放つ実演など他社の迷惑となる行為は禁止されております。主催者は小間に展示された全ての設営・装飾に関して規制する権限を有しており、不相当と判断した場合、その中止・変更を要求することができるものとします。

6. その他手配

電話・電源などの手配が必要な場合、出展者は必ず出展マニュアルに従い主催者に通知して下さい。

7. 小間の撤去

小間内の出展物および装飾物等は、展示会終了後の主催者が指定する時間までに撤去しなければならないものとします。また、小間内の清掃は出展者の責任において行って下さい。

その時まで撤去されないものは出展者が所有権を放棄したものとみなし、主催者が撤去します。その場合の撤去費用は出展者の負担とします。

8. コスチュームによるプロモーション活動

小間説明員による、特定のコスチューム・旗・看板・コスチュームの一部としての旗・看板等の宣伝活動は全て自社小間の中にて行われるものとします。主催者が過度に露出していると判断するコスチュームは着用禁止になります。デモンストレーションや協議等の行為も自社小間内に制限されます。

9. 展示小間の使用範囲

展示会開催期間中の出展者による全プロモーション活動は、自社小間内に制限され、会場内通路において来場者を小間へ案内することは禁止されています。展示商品の実演は自社小間内にてのみ許可されております。展示会場内での撮影は固く禁じられております。強い臭気を発する展示物は禁止されております。

音響設備は他社の迷惑とならない音量で使用し、80dB 以上は禁止されております。主催者は適正な音響レベルを決定する権利を有するものとします。出演者は印刷物・記念品・その他物品の配布を自社小間内においてのみ行うことが可能です。出展者は商品あるいは金銭(クレジットカードによる支払いを含む)の授受を伴う営業活動を展示会場内で行ってはいけません。音楽を使用する場合、出展者は必要な使用許可を取得する責任を負うものとします。来場者の導線上妨げとなる活動は、禁止いたします。

10. 自主企画会合

出展者あるいは出展関係者は、主催者に事前に許可を得ることなく、展示会開催直前または終了後に参加者プログラムの一環として、テクニカルミーティングや技術的な情報を提供する機会を企画すること、あるいはカクテルパーティー等を主催することは禁止されています。該当する行為を行う場合は事前に主催者に届け出て下さい。

11. 展示会の入場資格

主催者は、入場規定の管理および来場者の入場の制限に関する権限を唯一有するものとします。18歳以下の未成年者の展示会への入場は、設営・撤去時間中には禁止されており、展示会開催期間中には成人の付き添いを必要とするものとします。

12. 出展者手配の施工業者

出展者は、出展マニュアルに従い主催者に通知することにより、小間の設備および撤去作業を外部の業者に依頼することできるものとします。この場合、主催者は業者を指定する場合があります。

13. 飲食行為

展示ホール内では、アルコール飲料や飲食品を来場者に販売・提供することは禁止されております。

14. 防災・防火

出展者は、機械・機器類を作動する際、安全装置を設置するなど安全の確保に関し、国・都・区の規則およ

び主催者の提供する出展マニュアルに規定された内容に従って下さい。可燃性の火花を発する装置・旗／幕類・布等は禁止されており、小間内装飾物を含め難燃性物品を使用して下さい。

それらは消防署の検査対象となります。展示会場内の消防ホース格納庫および出入口の表示は、出展者の設営・装飾物等で遮らず全体が見える状態にして下さい。展示会場内での喫煙は禁止されています。

15. 小間の転貸

主催者の書面による承諾なしに、小間を転貸、売買、交換、譲渡あるいは共同使用することは禁じられています。また出展者は、申込書に特定した物以外の商品を自社小間内で展示することはできないものとします。

16. 損害賠償責任

出展者は、その従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備あるいは他の出展者の資産に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。

建物の柱・床あるいは基礎の小間仕様に塗装やその他コーティング等の加工を施すことは禁止されています。

17. 出展マニュアル

主催者は、規定・小間仕様・追加サービス申込等を記載した出展マニュアルを出展者に増供します。

出展者は、主催者が定める出展規約および出展マニュアルに記載される規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。

18. 準拠法

本規約は、日本法を準拠法とします。

19. 法の遵守

出展者は、日本及び展示会場が所属する地方自治体の法律・規制・条例を遵守することに同意します。

20. 展示会規則

特に規定のない事項については、主催者の決定に従うものとします。

21. 使用の取消等

(1) 天災・ストライキ・その他不可抗力により展示会場の使用不可あるいは会期の変更・開催の中止などによって生じる損害に対し、出展者および主催者は契約上のいかなる義務からも免除されるものとします。

(2) 出展料全額が合意された通りに支払われない場合、主催者は通知することなく小間の使用を取り消す権利を有し、出展者は支払った金額を没収されるものとします。

(3) 出展者・その他従業員・関係者・代理店が出展規約あるいは契約条項の遵守を怠った場合、主催者はいつでも出展を取り消す権利を有し、その場合は出展者はいかなる払い戻しの権利も与えられないものとします。

22. 占有の不履行

出展者が自社の小間を占有しない場合、主催者は契約を解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適

切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展者は出展料全額を支払う義務を負います。また、当該出展料の収受は、主催者の出展者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

23. 免責事項

(1) 出展者は、出展者・その従業員・関係者・代理店の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損傷、人身等に対する一切の損害について、主催者および建物所有者を免責・擁護・保護し、損失を与えないことに同意するものとします。

(2) 出展者はいかなる理由においても、出展者・その従業員・関係者・来場者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損傷、また展示スペースを提供しなかったことによるビジネスへの損害、予定通り展示会が開催されなかったことに対するあらゆる種類の損害などに対し、主催者に対する賠償請求は出来ないものとします。

(3) 盗難・火災・水害・事故あるいはその他の原因により、出展者・その従業員・関係者・代理店が被った損害・損失に対して、主催者・建物所有者・その他関係者は賠償責任を免除されるものとします。

主催者・建物所有者はそれらの損害・損失に対する保険に加入しておりません。出展者の全ての資産は、出展者と主催者間における「主催者は、出展者が来場者に対しその製品・サービスを展示する機会を提供するものである」という理解・合意に基づいて取り扱われるものとします。

(4) 主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に注意を払いますが、出展物の管理責任は原則として出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

24. 招聘保証

(1) 主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証者を出展者に対して発行しないものとします。

(2) 海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招徠保証書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行って下さい。又、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展出来なかったことによる一切の損害について主催者は何らの責任を負いません。

25. 出展の変更・取り消し規定

一度申し込まれた小間に対する変更または取り消しについて全て文書にその理由を明記し、事務局の承諾を得て下さい。申し込み受理後の取り消しについては以下の取り消し料をお支払いいただきます。

(1) 2016年12月1日～2017年1月13日まで:出展料の50%相当額

(2) 2017年1月14日以降:出展料全額

出展者が、上記相当金額を取り消しの時点で支払っていない時は、すぐにこれを支払うものとします。出展者が、変更及び取り消し時点で支払った金額が上記相当金額を超えている場合、主催者は超過分を返金するものとします。